

平成28年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	1	府省庁名 内閣官房
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（都市計画税）	
要望項目名	世界遺産に登録された景観重要建造物についての課税標準の特例措置の創設	
要望内容（概要）	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <p>平成26年度税制改正大綱において、「（備考）景観法の規定により指定を受けた景観重要建造物のうち世界遺産に登録された一定の固定資産に係る固定資産税及び都市計画税について、課税標準を価格の3分の1とする措置を講ずることとし、対象となる資産が世界遺産に登録された場合に、法制上の措置を講ずる。」とされたところ。</p> <p>このたび、第39回世界遺産委員会（平成27年6月28日～7月8日、ドイツ・ボン）において「明治日本の産業革命遺産」が世界遺産に登録されたことを受け、当該平成26年度税制改正大綱の規定のとおり、課税標準の特例措置の創設を要望するもの。</p> <p>・ 特例措置の内容</p> <p>景観法の規定により指定を受けた景観重要建造物のうち世界遺産に登録された一定の固定資産に係る固定資産税及び都市計画税について、課税標準を価格の3分の1とする措置を講ずる。</p>	
関係条文	景観法第19条、地方税法第349条の3	
減収見込額	<p>[初年度] ▲8 (-) [平年度] ▲8 (-)</p> <p>[改正増減収額] -</p> <p style="text-align: right;">（単位：百万円）</p>	
要望理由	<p>（1）政策目的</p> <p>「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」については、閣議了解を経て平成26年1月にユネスコ世界遺産センターに推薦書を提出し、本年（27年）7月の世界遺産委員会において、世界遺産登録が決定されたところである。稼働中の産業遺産は、稼働を継続し、機能を保全することが遺産としての意義の一部を構成するものであるが、世界遺産登録に際しては、遺産の確実な保護管理が担保されていること等が求められており、その結果、所有者である企業等は経営上の制約を受けることとなる。このため、制約を受ける企業の負担を軽減し、遺産価値の保全に向けた取り組みに協力していただけるよう、今回新たな税制上の特例措置を要望するものである。本措置は、新たな枠組みに協力する企業の負担軽減により、国内で初めて登録された稼働中の産業遺産の世界遺産としての価値の適切な保全を図ることを目的とするものである。また、かかる税制上の特例措置については、対象となる企業及び地元自治体からも強い要望がある。</p> <p>（2）施策の必要性</p> <p>世界遺産の保護、保存に必要な法的、科学的、技術的、行政的及び財政的措置を講じることは、世界遺産条約締約国の義務である。</p>	
本要望に対応する縮減案		

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	稼働中の産業遺産を含む産業遺産群の世界遺産としての適切な保全管理
	政策の達成目標	稼働中の産業遺産を含む産業遺産群の世界遺産としての適切な保全管理
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	恒久的措置（世界遺産として登録されている間）
	同上の期間中の達成目標	世界遺産にふさわしい適切な保全管理
	政策目標の達成状況	
有効性	要望の措置の適用見込み	平成27年7月に世界遺産登録された「明治日本の産業革命遺産 製鉄・鉄鋼、造船、石炭産業」（8県11市にまたがる23構成資産）については、2か所（長崎造船所、八幡製鐵所）である。
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	稼働中の産業遺産に適用されることで、土地利用・施設運営上の制約や保全状況のモニタリング等、世界遺産登録に伴い企業が負担することとなったさまざまな負担が一定程度軽減され、世界遺産価値の適切な保全に対する企業の協力が得られやすくなる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	-
	予算上の措置等の要求内容及び金額	社会資本整備総合交付金等
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	日常の維持管理行為を超えて、文化財の保存活用のための整備に相当する整備を行う必要が生じた場合に、文化財に対する予算措置以外の既存の予算措置を活用するもので、税制上の特例措置とは趣旨が異なる。
	要望の措置の妥当性	世界遺産の各構成資産は、世界遺産条約に基づき、世界遺産としての価値を適切に保全するため、資産の所有者の土地利用等について、制約を受けることとなる上に、保全状況のモニタリング等、世界遺産登録に伴う制約をうけることとなる。従って、文化財の保全に協力する保有者に対し講じられている税制上の特例措置に準じた負担軽減措置を講ずることが必要不可欠であり、かつ妥当である。
	ページ	1—2

税負担軽減措置等の適用実績	-
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	-
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	-
前回要望時の達成目標	稼働中の資産を含む産業遺産群の世界遺産登録
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	-
これまでの要望経緯	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 25 年度改正において新規要望 ・平成 26 年度改正において要望の結果、平成 26 年度税制改正大綱において「(備考) 景観法の規定により指定を受けた景観重要建造物のうち世界遺産に登録された一定の固定資産に係る固定資産税及び都市計画税について、課税標準を価格の 3 分の 1 とする措置を講ずることとし、対象となる資産が世界遺産に登録された場合に、法制上の措置を講ずる。」とされた。
ページ	1—3